

会員における引受審査のあり方の見直しに係る「有価証券の引受け等に関する規則」(公正慣習規則第14号)等の一部改正について

平成19年5月29日
日本証券業協会

・改正の趣旨

本協会では、昨年4月にエクイティ市場委員会の下部に設置した「会員における引受審査のあり方等に関するワーキング・グループ」において、いわゆる新興市場を中心とした新規公開ブームの陰で、上場して間もない企業の一部に財務内容や経営状況等に問題がある事例が生じていることや、元引受業務に参入する証券会社が増加する中で、証券会社の引受審査能力に格差が生じているといった指摘を踏まえ、会員が行う引受審査のあり方等について精力的に検討を行い、本年2月、ワーキング・グループでの検討の結果を報告書「会員における引受審査のあり方・MSCBの取扱いのあり方等について」として取りまとめたところである。

同報告書では、今後の対応として、引受審査体制の強化、引受審査プロセスの適正化・効率化、引受審査項目の拡充等について提言されたところであるが、今般、これらを実現するため、「有価証券の引受け等に関する規則」(公正慣習規則第14号)及び同規則に関する細則等の一部について、以下のとおり改正を行うこととする。

また、昨今の企業におけるM&A活動の活発化や資本政策の多様化等の環境変化を踏まえ、会員が引受けを行う際の資金使途の確認及び公表並びに発行者が指定する販売先への売付け(いわゆる親引け)に関する規制についても適正化を図るため、当該規則及び同規則に関する細則の一部について、併せて以下のとおり改正を行うこととする。

・改正の骨子

1 「有価証券の引受け等に関する規則」(公正慣習規則第14号)及び同規則に関する細則の一部改正

- ・ 引受業務、引受審査業務、引受推進業務、主幹事会員、他の引受会員、監査人、コンフォートレター、上場発行者等の定義規定を置くこととする。(第2条)

(1) 適切な引受けの実施

引受会員は、引受けを行うに当たっては、必要に応じて投資需要の調査を行う等市場実勢を尊重して適正な発行又は売出しの条件を決定し、自己の取引上の地位を有利ならしめるため著しく不相当と認められる価格、数量、その他の条件により引受けを行うことのないようにしなければならない。(第3条)

引受会員は、引受けを行うに当たっては、引受審査のために必要かつ十分な期間を確保したうえで、(3) から までに基づき審査を行った内容を踏まえ、総合的な判断と責任のもとに引受判断を行わなければならないこととする。(第4条)

引受会員は、引受けを行うに当たっては、当該引受けに係る払込日までの企業動向についての確な情報の把握に努めるものとし、必要に応じて発行者から聴取を行うものとする。(第5条)

(2) 引受体制の整備

引受会員は、引受審査業務を的確に遂行することができる人的構成を確保するとともに、引受審査部門が引受推進部門及び引受部門から独立した審査意見の形成を行うため、一定の要件を満たす組織体制を構築しなければならないこととする。(第6条)

引受会員は、引受審査項目及び当該引受審査項目を適切に審査するために必要な事項並びに適切な引受判断を行うために必要な事項等を社内規則に定めなければならないこととする。(第7条第1項)

引受会員は、 に規定する引受審査項目を審査するための手順に関する社内マニュアルを定めなければならないこととする。(第7条第2項)

引受会員は、引受審査において収集した資料等、当該資料等に対する分析及び評価の内容並びに引受判断の形成過程等に係る記録を作成し、5年間これを保存するものとする。(第7条第3項)

引受会員は、社内規則及び社内マニュアルについて、適宜その内容を充実させるものとする。(第7条第4項)

引受会員は、社内規則及び社内マニュアルを本協会に提出するものとする。(第7条第5項)

引受会員は、社内規則が遵守されていること及び社内マニュアルが適正に運用されていることについて、定期的に検査又は監査を行うものとする。(第8条)

(3) 引受審査プロセスの適正化・効率化

引受会員は、引受けを行うに当たっては、発行者が将来にわたって投資者の期待に応えられるか否か、資本市場における資金調達又は売出しとしてふさわしいか否か及び当該発行者の情報開示が適切に行われているか否かの観点か

ら、(4)に規定する引受審査項目について厳正に引受審査を行わなければならないこととする。(第9条第1項)

主幹事会員は、引受審査を行うに当たっては、引受審査資料を一定の期間前に発行者から受領するものとする。(第9条第2項、細則第2条、細則第3条)

主幹事会員は、引受審査資料に記載されている事項の内容を確認する場合には、発行者との間で、書面の授受によりこれを行うよう努め、必要に応じて面談を行うものとする。(第9条第3項)

主幹事会員は、 の場合において、発行者の財務情報の内容が適切であるかを確認する際には、必要に応じて監査人から聴取を行うものとする。(第9条第4項)

主幹事会員は、引受審査を行う場合に、有価証券届出書等に記載される財務情報の正確性、当該財務情報の事後の変動に係る調査等を行うため、監査人からコンフォートレターを受領するものとする。(第9条第5項)

主幹事会員は、他の引受会員に対し、十分な期間前に引受審査のために必要な資料及び情報を提供する等して、当該他の引受会員の引受審査に可能な限り協力するものとする。(第10条第1項、細則第4条)

他の引受会員は、 に基づき取得する情報以外に、引受審査の充実の観点からさらに必要な情報があると認めた場合には、直接発行者に対して確認を行うことにより十分な引受審査を行うものとする。(第10条第2項)

主幹事会員は、引受審査を行うに当たって、事前に当該引受審査案件に係る主幹事会員の交代、監査人の交代又は上場申請予定の証券取引所の変更が行われた事実を知ったときは、発行者に対して理由を確認するとともに、当該確認した内容の合理性について十分な検討を行うものとする。(第11条)

主幹事会員は、発行者が新規公開直後に重要な事実を公表した場合、当該発行者に対し、当該事実が新規公開前に発生していたのか否か、引受審査の過程における当該発行者からの説明に不実はなかったのかを確認し、新規公開時の有価証券届出書等における開示が適切であったかを検証するものとする。(第12条第1項)

において、有価証券届出書等における開示と引受審査の際の発行者の業務状況等との間に重大な差異があったことが判明した場合には、会員は、発行者に対して、その原因を投資者に十分説明するよう申し入れるものとする。(第12条第2項)

(4) 引受審査項目の拡充

引受会員が、新規公開における募集又は売出しに際して引受けを行う場合に、厳正な審査を行わなければならない最低限の引受審査項目として、公開適格性、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況、企業内容等の適正な開示等の一定の項目及びこれらの項目の細目を定めることとする。(第13条、細則第5条)

引受会員が、上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しに際して引受けを行う場合に、厳正な審査を行わなければならない最低限の引受審査項目として、適格性、業績の見通し、調達する資金の用途、企業内容等の適正な開示等の一定の項目及びこれらの項目の細目を定めることとする。(第14条、細則第6条)

引受会員が、社債券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合に、厳正な審査を行わなければならない最低限の引受審査項目として、財政状態及びキャッシュフロー、企業内容等の適正な開示等の一定の項目及びこれらの項目の細目を定めることとする。(第15条、細則第7条)

他の引受会員は、社債券の発行登録による募集又は売出しに際して引受けを行う場合であって、当該社債券が社債管理者不設置の要件に該当するときは、にかかわらず、自らの判断と責任において必要と認められる項目の審査を行うものとする。(第15条第2項)

引受会員は、 から までに定めのない有価証券の引受けを行う場合においても、本規則の趣旨を尊重し、必要と認められる引受審査項目について十分な審査を行わなければならないこととする。(第16条)

(5) 資金使途の確認・公表及び親引けに関する規制の見直し

主幹事会員は、募集に伴う調達資金の使途がM & A(企業買収、資本提携等)である場合には、当該M & Aの実現可能性及び実現がなされなかった場合の合理的な代替使途について確認するとともに、M & Aの実施に伴う将来の事業構想並びに資金充当の期限及び代替使途について発行者に対し発表資料において公表するよう要請しなければならないこととする。(第17条第2項)

主幹事会員は、発行者に対し、 の調達資金の使途の変更又は充当がある場合は、その状況について、その都度公表を行うよう要請するとともに、調達資金の充当状況について、決算短信に記載することにより公表を行うよう要請しなければならないこととする。(第17条第5項、細則第8条第2項、第3項)

株券、新株予約権証券等の親引けが認められる場合の一つとして、「企業グループ全体での持株比率を維持するために必要な場合（当該企業グループの具体的な範囲及び持株比率並びに企業グループ各社間における出資、人事、資金、技術、取引等の関係を発行者が発表資料で公表した場合に限る。）」を加える。（第24条第3項第2号）

株券、新株予約権証券等の親引けが認められる場合の一つを、「業務提携の関係を形成しようとする者が一定の株式を保有するために必要な場合（当該業務提携及びそのために株式を保有しなければならない旨が契約書等（締結することが確実となっているものを含む）により確認できる場合に限る。）」とする。（第24条第3項第3号）

REITの親引けが認められる場合の一つを、「投資信託委託業者の親会社等（一の会社の親会社及び一の会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。）及び当該親会社等の親会社等」に対して割り当てる場合とする。（第24条第4項第2号）

REITの親引けが認められる場合の一つとして、「投資信託又は投資法人に対して不動産等を譲渡した者又は譲渡することに合意している者であって、当該者が特別目的会社（当該特別目的会社に出資している特別目的会社を含む。）である場合には、それに出資している者」に対して割り当てる場合を加える。（第24条第4項第4号）

REITの親引けが認められる場合の一つとして、「投資信託又は投資法人に対して不動産等を譲渡した者又は譲渡することに合意している者であって、当該者が特定目的信託である場合には、その受益証券の権利者」を加える。（第24条第4項第5号）

引受会員が、発行者に対して株券等の割当先を親引けが認められる範囲に限定するよう要請しなければならない対象に、会員が引受けを行う株券等の募集又は売出しと並行して行われる、会員による引受けを伴わない「売出しに該当しない自己株式の処分」を含むこととする。（第25条第1項）

(6) その他

会員が、株券の募集を行おうとする発行者の一定期間の株価が前回の株券の募集の発行価格を著しく下回り、かつ、当該株価の低下が発行者の個別事情によると認められる場合に、前回行われた株券の募集から相当の期間を置くよう、当該発行者に要請しなければならない旨の規定を廃止する。（現行第4条1項～第5項）

() 今般の引受審査体制の強化等を踏まえ、株価の推移にのみ着目して引受けの可否を判断する当該規定を廃止し、今後は、審査意見を踏まえて総合的な判断と責任のもとに引受判断を行うこととする。

会員は、本邦発行者が本邦以外において株券等の募集又は売出しを行う場合において、当該会員の海外関連会社による引受けを斡旋する場合には、当該関連会社に対し、この規則の趣旨に基づく適切な審査が行われるよう要請を行うか、又は必要に応じて当該会員が代行して適切な審査を行うものとする。(第28条第2項)

その他所要の整備を図る。

2. 「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」(理事会決議)の一部改正

- ・ 所要の整備を図る。

・ 施行の時期

この改正は、平成19年7月1日から施行し、1.(2)から(4)までの規定は、同日以後に開始する引受審査から適用する。

以 上

「有価証券の引受け等に関する規則」（公正慣習規則第14号）の一部改正について

平成19年5月29日

（下線部分変更）

新	旧
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（目 的） 第1条 この規則は、会員が本邦内において行う株券等及び社債券の募集又は売出しの引受け（以下「引受け」という。）並びに協会員が本邦内において行う株券等の募集又は売出しの取扱いに関し必要な事項を定め、適正な業務の運営と投資者の保護を図るとともに、資本市場の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>（定 義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 株券等 次に掲げる有価証券をいう。</p> <p>イ 株券(外国法人の発行する証券又は証券で株券の性質を有するものを含む。以下同じ。)</p> <p>ロ 新株予約権証券(外国法人の発行する証券又は証券で新株予約権証券の性質を有するものを含む。以下同じ。)</p> <p>ハ 新株予約権付社債券(外国法人の発行する証券又は証券で新株予約権付社債券の性質を有するものを含む。以下同じ。)</p> <p>ニ 優先出資証券(証券取引法(以下「証券取引法」という。)第2条第1項第5号の2に掲げる有価証券をいい、外国法人</p>	<p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>（目 的） 第1条 この規則は、会員が本邦内において行う株券、<u>新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項第5号の2に掲げる有価証券をいう。以下同じ。)</u>及び<u>不動産投資信託証券(証券取引法第2条第1項第7号に掲げる投資信託の受益証券又は同項第7号の2に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として不動産関連資産に対する投資として運用することを目的とするものをいう。以下同じ。)</u>(以下「株券等」という。)の募集又は売出しの引受け（以下「引受け」という。）並びに協会員が本邦内において行う株券等の募集又は売出しの取扱いに関し必要な事項を定め、適正な業務の運営と投資者の保護を図るとともに、資本市場の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>

新	旧
<p><u>の発行する証券又は証書で優先出資証券の性質を有するものを含む。以下同じ。)</u></p> <p><u>ホ 不動産投資信託証券(証取法第2条第1項第7号に掲げる投資信託の受益証券又は同項第7号の2に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として不動産等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。)</u></p> <p><u>2 社債券 証取法第2条第1項第4号に掲げる有価証券(新株予約権付社債券を除き、外国法人の発行する証券又は証書で社債券の性質を有するものを含む。以下同じ。)をいう。</u></p> <p><u>3 引受業務 引受けを行うことを目的として発行者に対して募集又は売出しの提案を行い、当該引受けの条件の検討及び有価証券の元引受契約の締結に係る実務を遂行する業務をいう。</u></p> <p><u>4 引受審査業務 発行者から収集した資料及び情報その他必要に応じて収集した資料及び情報を基に、引受けを行う会員が果たすべき責任を全うするために必要な引受審査を行い、有価証券の引受けの可否の判断(以下「引受判断」という。)の基となる審査意見を形成する業務をいう。</u></p> <p><u>5 引受推進業務 引受案件の獲得を目的として発行者又は売出しをする者で発行者以外の者(以下「売出人」という。)との間で継続的な関係の形成を図り、情報収集及び営業活動を行う業務をいう。</u></p> <p><u>6 監査人 引受審査の対象となる有価証券の発行者が証取法の規定により提出する財務計算に関する書類について、同法第193条の2に基づき監査証明を行う者として当該引受審査の時点において当該発行者から選任された公認会計士又は監査法人をいう。</u></p> <p><u>7 コンフォートレター 監査人が作成する株券等又は社債券の発行者に関する調査報告であり、記載事項、内容等について、「監査法人から事務幹事証券会社への書簡」要綱(日本公認会計士協会、日本証券業協会)に準拠して作成されたものをいう。</u></p> <p><u>8 引受会員 発行者又は売出人との間</u></p>	

新	旧
<p><u>で</u>有価証券の元引受契約を締結する会員をいう。</p> <p>9 <u>主幹事会員</u> 引受会員のうち、有価証券の元引受契約の締結に際し、当該元引受契約に係る有価証券の発行者又は売出人と当該元引受契約の内容を確定させるための協議を行う会員として当該発行者又は売出人から指名された会員をいう。</p> <p>10 <u>他の引受会員</u> <u>主幹事会員以外の引受会員</u>をいう。</p> <p>11 <u>上場発行者</u> 国内の証券取引所市場に上場されている有価証券の発行者をいう。</p> <p>12 <u>新規公開</u> <u>上場発行者以外の発行者</u>が発行する有価証券の国内の証券取引所市場への上場をいう。</p> <p>13 <u>オーバーアロットメント</u> 引受会員が、募集又は売出しに係る株券等について、当該募集又は売出しの予定数量のほか、同一条件で追加的に売出しを行うことをいう。</p> <p>14 <u>グリーンシューオプション</u> 引受会員が元引受契約の締結に当たり付与を受ける、募集又は売出しに係る株券等と同一銘柄の株券等を当該株券等の発行者又は保有者より取得することができる権利をいう。</p> <p>15 <u>シンジケートカバー取引</u> <u>オーバーアロットメントを行った引受会員が、募集又は売出しの申込期間が終了した後に、当該オーバーアロットメントにより生じたショートポジションの数量を減少させるために行う当該引受会員の計算による当該募集又は売出対象有価証券の買付け</u>をいう。</p>	
<p style="text-align: center;">第2章 適切な引受け</p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p>
<p style="text-align: center;">第1節 適切な引受けの実施</p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p>
<p>(適正な条件決定)</p> <p>第3条 引受会員は、引受けを行うに当たっては、必要に応じて投資需要の調査を行う等市場実勢を尊重して適正な発行又は売出しの条件を決定し、自己の取引上の地位を有利ならしめるため著しく不相当と認められる価格、数量、その他の条件により引受けを</p>	<p>(適正な引受け)</p> <p>第2条 会員は、引受けを行うに当たっては、必要に応じて投資需要の調査を行う等市場実勢を尊重して適正な発行又は売出しの条件を決定し、自己の取引上の地位を有利ならしめるため著しく不相当と認められる価格、数量、その他の条件により引受けを行う</p>

新	旧
<p>行うことのないようにしなければならない。</p> <p>(適切な引受判断)</p> <p>第 4 条 <u>引受会員は、引受けを行うに当たっては、引受審査業務のために必要かつ十分な期間を確保したうえで、第 9 条から第 11 条までの規定に基づき引受審査を行った内容を踏まえて総合的な判断と責任のもとに引受判断を行わなければならない。</u></p> <p>(払込日までの企業動向の把握)</p> <p>第 5 条 <u>引受会員は、引受けを行うに当たっては、当該引受けに係る払込日(売出しに係る引受けの場合は受渡日をいう。以下同じ。)までの企業動向についての的確な情報の把握に努めるものとし、必要に応じて発行者から聴取を行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 節 引受体制の整備</p> <p>(引受審査の独立性の確保)</p> <p>第 6 条 <u>引受会員は、引受審査業務を的確に遂行することができる人的構成を確保するとともに、独立した審査意見の形成を行うため、次に掲げるすべての要件を満たす組織体制を構築しなければならない。</u></p> <p>1 <u>引受審査部門を設置すること。</u></p> <p>2 <u>引受審査部門において引受審査業務を遂行する担当者は、引受推進業務及び引受業務に携わらないこと。</u></p> <p>3 <u>引受審査部門を担当する役員は、引受推進部門又は引受部門を担当しないこと。</u></p> <p>2 <u>引受会員は、次に掲げるすべての要件を満たしている場合には、前項に規定する体制を構築しているものとみなす。</u></p> <p>1 <u>引受審査業務を遂行する担当者は、当該引受審査案件に係る引受推進業務及び引受業務に携わらないこと。</u></p> <p>2 <u>すべての引受案件について、法務コンプライアンス部門を含む複数の責任者から構成される会議体の議決(当該案件に係る引受推進業務に携わる者が、その表決に加わらないものをいう。)により引受判断を行うこと。</u></p> <p>3 <u>法務コンプライアンス部門の責任において、引受判断に係る資料及び情報の十</u></p>	<p>ことのないようにしなければならない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>ュアルが適正に運用されていること。</u></p> <p style="text-align: center;">第3節 適切な引受審査の実施</p> <p>(適切な引受審査)</p> <p>第9条 引受会員は、引受けを行うに当たっては、発行者が将来にわたって投資者の期待に応えられるか否か、募集又は売出しが資本市場における資金調達又は売出しとしてふさわしいか否か及び当該発行者の情報開示が適切に行われているか否かの観点から、<u>引受審査部門(第6条第2項の場合には、当該引受審査案件に係る引受審査業務を遂行する担当者)において、第13条から第16条までに規定する引受審査項目について厳正に引受審査を行わなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">1～8 (削 る)</p> <p>2 <u>主幹事会員は、引受審査を行うに当たっては、原則として、次に掲げる資料(優先出資証券及び不動産投資信託証券並びに外国法人の発行する証券又は証書で株券等又は社債券の性質を有するものの引受審査を行うに当たっては、これに相当する資料をいう。以下「引受審査資料」という。)を「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則(以下「細則」という。)に定めるところにより、発行者から受領するものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定款 2 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書 3 税務申告書(修正申告書及び更正通知書を含む。) 	<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(引受けの審査等)</p> <p>第3条 会員は、引受けを行うに当たっては、<u>当該発行者が将来にわたって投資者の期待に応えられるか否か、当該発行又は売出しが資本市場における資金調達又は売出しとしてふさわしいか否か及び当該発行者の情報開示が適切に行われているか否かの観点から、次の各号(売出しの引受けを行うに当たっては、第3号及び第6号を除く。)に掲げる事項について厳正に審査、確認するとともに、必要に応じて、当該発行者の財政状態等及びその監査の状況について当該発行者の公認会計士又は監査法人から聴取する等引受証券会社としての総合的な判断と責任のもとに行わなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 財政状態及び経営成績 2 調達する資金の用途及びその効果(売出しの引受けの場合は当該売出しの目的) 3 剰余金の配当の状況及び剰余金の配当に関する考え方 4 株券等の発行数量及び発行額(売出しの引受けの場合は売出数量及び売出額) 5 株券等の流動性及び収益性 6 過去に発行された株券等の状況 7 株価等の動向 8 その他会員が必要と認める事項 <p style="text-align: center;">(新 設)</p>

新	旧
<p>4 <u>証取法第25条第1項各号に規定する書類(直近の財務情報が記載されているものに限る。)</u></p>	
<p>5 <u>その他細則で定める資料</u></p>	
<p>3 <u>主幹事会員は、第13条から第16条までに規定する引受審査項目を審査するため、引受審査資料に記載されている事項の内容を確認する場合には、発行者に対し、当該確認すべき内容を書面により送付し、その回答を書面により受領するよう努め、必要に応じて当該発行者との間で面談を行うものとする。</u></p>	(新 設)
<p>4 <u>主幹事会員は、前項の場合において、当該発行者の財務情報の内容が適切であるかを確認する際には、必要に応じて監査人から聴取を行うものとする。</u></p>	(新 設)
<p>5 <u>主幹事会員は、引受審査を行う場合には、当該引受審査の対象となる有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書等(有価証券届出書及び売出しに係る目論見書をいう。以下同じ。)に記載される財務情報の正確性、当該財務情報の事後の変動に係る調査等を行うため、監査人からコンフォートレターを受領するものとする。</u></p>	(新 設)
<p>6 <u>主幹事会員は、引受審査を行うに当たっては、引受審査業務の重要性に鑑み、証券アナリストの調査結果の活用に努めなければならない。</u></p>	<p>2 <u>引受幹事会社となる会員は、引受審査業務の重要性に鑑み、証券アナリストの調査結果の活用を図るとともに、引受審査機能の向上及び引受審査体制の組織的独立性の確保に努めなければならない。</u></p>
<p>(主幹事会員と他の引受会員の連携)</p>	
<p>第10条 <u>主幹事会員は、他の引受会員に対し、十分な期間前に引受審査のために必要な資料及び情報を細則で定めるところにより提供する等して、当該他の引受会員の引受審査に可能な限り協力するものとする。</u></p>	(新 設)
<p>2 <u>他の引受会員は、前項の規定に基づき取得する情報以外に、引受審査の充実の観点からさらに必要な情報があると認めた場合には、直接発行者に対して確認を行うことにより十分な引受審査を行うものとする。</u></p>	
<p>(主幹事会員の交代等があった場合の対応)</p>	
<p>第11条 <u>主幹事会員は、引受審査を行うに当たって、事前に当該引受審査案件につき</u></p>	(新 設)

新	旧
<p><u>発行者が指名を予定していた主幹事会員の交代、選任していた又は選任を予定していた監査人の交代又は上場申請を予定していた証券取引所の変更が行われた事実を知ったときは、当該発行者に対して、当該交代又は変更の理由を確認するとともに、当該確認した内容の合理性について十分な検討を行うものとする。</u></p>	
<p>(引受審査終了後の対応)</p>	
<p>第12条 <u>会員は、自らが主幹事会員として引受けを行った有価証券の発行者が新規公開直後に重要な事実を公表した場合、当該発行者に対し、当該事実が新規公開前に発生していたのか否か、引受審査の過程における当該発行者からの説明に不実はなかったのかを確認し、新規公開時の有価証券届出書等における開示が適切であったかを検証するものとする。</u></p>	(新 設)
<p>2 <u>前項の規定において、有価証券届出書等における開示と引受審査の際の当該発行者の業務状況等との間に重大な差異があったことが判明した場合には、当該会員は、当該発行者に対して、その原因を投資者に十分説明するよう申し入れるものとする。</u></p>	
<p>第4節 引受審査項目等</p>	
<p>(新規公開における引受審査項目)</p>	
<p>第13条 <u>引受会員は、新規公開において行う株券、優先出資証券又は不動産投資信託証券(投資法人が発行するものに限る。以下この条及び次条において同じ。)の募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、次の各号に掲げる有価証券の種類に応じて、少なくともそれぞれ各号に掲げる引受審査項目について厳正な審査を行わなければならない。</u></p>	(新 設)
<p>1 株券及び優先出資証券</p> <p>イ <u>公開適格性</u></p> <p>ロ <u>企業経営の健全性及び独立性</u></p> <p>ハ <u>事業継続体制</u></p> <p>ニ <u>コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況</u></p> <p>ホ <u>財政状態及び経営成績</u></p> <p>ヘ <u>業績の見通し</u></p>	

新	旧
<p>ト <u>調達する資金の使途(売出しの場合は当該売出しの目的)</u></p> <p>チ <u>企業内容等の適正な開示</u></p> <p>リ <u>その他会員が必要と認める事項</u></p> <p>2 <u>不動産投資信託証券</u></p> <p>イ <u>公開適格性</u></p> <p>ロ <u>資産運用の健全性</u></p> <p>ハ <u>コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況</u></p> <p>ニ <u>組入予定物件の投資方針との適合状況</u></p> <p>ホ <u>投資法人及び物件の収益見通し</u></p> <p>ヘ <u>適正な開示</u></p> <p>ト <u>その他会員が必要と認める事項</u></p> <p>2 <u>前項に規定する引受審査項目の細目については、細則をもって定める。</u></p> <p>(<u>上場発行者による公募増資等における引受審査項目</u>)</p> <p>第 14 条 <u>引受会員は、上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、次の各号に掲げる有価証券の種類に応じて、少なくともそれぞれ各号に掲げる引受審査項目について厳正な審査を行わなければならない。</u></p> <p>1 <u>株券、新株予約権証券及び優先出資証券</u></p> <p>イ <u>適格性</u></p> <p>ロ <u>財政状態及び経営成績</u></p> <p>ハ <u>業績の見通し</u></p> <p>ニ <u>調達する資金の使途及びその効果(売出しの場合は当該売出しの目的)</u></p> <p>ホ <u>株価等の動向</u></p> <p>ヘ <u>企業内容等の適切な開示</u></p> <p>ト <u>その他会員が必要と認める事項</u></p> <p>2 <u>新株予約権付社債券</u> 前号及び次条第 1 項第 1 号に掲げる項目</p> <p>3 <u>不動産投資信託証券</u></p> <p>イ <u>適格性</u></p> <p>ロ <u>組入予定物件の投資方針との適合状況</u></p> <p>ハ <u>投資法人及び物件の収益見通し</u></p> <p>ニ <u>適正な開示及び調達する資金の使途</u></p> <p>ホ <u>価格等の動向</u></p> <p>ヘ <u>その他会員が必要と認める事項</u></p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>2 前項に規定する引受審査項目の細目については、細則をもって定める。</u></p> <p>(社債券の引受審査項目)</p> <p>第 15 条 <u>引受会員は、社債券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、少なくとも次の各号に掲げる引受審査項目について厳正な審査を行わなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 財政状態及びキャッシュフロー</u> <u>2 調達する資金の用途</u> <u>3 企業内容等の適切な開示</u> <u>4 その他会員が必要と認める事項</u> <p>2 <u>他の引受会員は、社債券の発行登録（証券法第23条の3第1項の規定による登録をいう。以下同じ。）による募集又は売出しに際して引受けを行う場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、第9条第1項及び前項の規定にかかわらず、自らの判断と責任において必要と認められる項目の審査を行うものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 各社債の金額が1億円以上であること。</u> <u>2 社債の総額を各社債の金額の最低額で除して得た数が50を下回ること。</u> <p>3 <u>第1項に規定する引受審査項目の細目については、細則をもって定める。</u></p> <p>(十分な引受審査)</p> <p>第 16 条 <u>引受会員は、第13条から第15条までに定めのない有価証券の引受けを行う場合においても、本規則の趣旨を尊重し、必要と認められる引受審査項目について十分な審査を行わなければならない。</u></p> <p>第3章 発行者に対する確認及び開示要請</p> <p style="text-align: center;">(削 る)</p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(過去に発行された株券等の状況)</p> <p>第 4 条 <u>会員は、株券の募集を行おうとする発行者の一定期間の株価が前回の株券の募集の発行価格を著しく下回り、かつ、利益が前回の株券の募集時の計画を著しく下回っていること等当該株価の低下が発行者の個別事情によると認められる場合には、新たに行おうとする株券の募集について、前回は行われた株券の募集から相当</u></p>

新	旧
<p>(資金使途の確認及び公表) 第 17 条 主幹事会員は、株券等の募集の引受けを行うに当たっては、当該募集に係る具体的な資金の使途及びその効果を確認するため、当該発行者の資金繰り状況等に</p>	<p>の期間を置くよう、当該発行者に要請しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する一定期間の株価及び前回の株券の募集の取扱いについては、「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則（以下「細則」という。）をもって定める。</p> <p>3 前 2 項の規定は、新株予約権証券について準用する。この場合において、「株券」とあるのは「新株予約権証券」と、「発行価格」とあるのは「行使価額」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>4 第 1 項及び第 2 項の規定は、優先出資証券について準用する。この場合において、「株券」とあるのは「優先出資証券」と、「株価」とあるのは「優先出資価格」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>5 第 1 項及び第 2 項の規定は、不動産投資信託証券について準用する。この場合において、「株券」とあるのは「不動産投資信託証券」と、「株価」とあるのは「不動産投資信託証券の価格」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>6 会員は、引受けを行うに当たっては、発行者に対し、次の各号に掲げる事項について、細則で定める発表資料（以下「発表資料」という。）において公表するよう要請しなければならない。</p> <p>1 過去の株価、株価収益率及び株主資本利益率の推移（優先出資証券又は不動産投資信託証券の引受けの場合はこれらに相当するもの）並びに過去に行った株券等の募集の時期及びその内容</p> <p>2 過去に発行された新株予約権及び新株予約権付社債による 1 株当たり指標の希薄化情報及び今回の新株予約権及び新株予約権付社債を発行した後の潜在株式の状況</p> <p>3 前号に規定する 1 株当たり指標の希薄化情報及び潜在株式の状況の取扱いについては、細則をもって定める。</p> <p>(資金使途の確認及び公表) 第 5 条 会員は、引受けを行うに当たっては、当該発行に係る具体的な資金の使途及びその効果を確認するため、当該発行者の資金繰り状況等について報告を求めると</p>

新	旧
<p>ついて報告を求めるとともに、当該発行者に対し調達する資金の用途等について、次の各号に掲げる事項を細則で定める発表資料（以下「発表資料」という。）において公表するよう要請しなければならない。</p> <p>1～2 （現行どおり）</p> <p>2 <u>主幹事会員は、前項に規定する資金の用途がM&A（企業買収、資本提携等をいう。以下同じ。）である場合には、当該M&Aの実現可能性及び実現がなされなかった場合の合理的な代替用途について、当該M&Aを予定している分野、規模及び時期等から確認するとともに、同項第1号に掲げる調達資金の用途の具体的な内容等として、次の各号に掲げる事項について当該発行者に対し発表資料において公表するよう要請しなければならない。</u></p> <p>1 <u>M&Aの実施に伴う将来の事業構想</u> M&Aを予定している分野、規模等可能な範囲において具体的な表示</p> <p>2 <u>資金充当の期限及びM&Aに資金が充当されなかった場合の代替用途</u> 原則として1年以内の期限並びに代替用途の具体的な内容及び金額の表示</p> <p>3 <u>主幹事会員は、株券等の募集の引受けを行うに当たっては、当該募集に係る払込日の前5年以内の直前に行われた株券等の募集に係る調達資金の用途状況について、前2項に掲げる項目ごとに確認することとし、その用途状況に変更がある場合は、その変更の内容について当該発行者に対し発表資料において公表するよう要請しなければならない。</u></p> <p>4 <u>主幹事会員は、株券等の募集を行おうとする発行者の前回の株券等の募集による調達資金について、その資金用途に著しい変更があり、かつ、その変更理由が合理的でないと認められる場合には、新たに行おうとする株券等の募集について、前回は行われた株券等の募集から相当の期間を置くよう、当該発行者に要請しなければならない。</u></p> <p>5 <u>主幹事会員は、発行者に対し、第1項及び第2項に規定する調達資金の用途の変更又は充当がある場合は、その状況について細則で定めるところにより公表するよう要請しなければならない。</u></p>	<p>ともに、当該発行者に対し調達する資金の用途等について、次の各号に掲げる事項を発表資料において公表するよう要請しなければならない。</p> <p>1～2 （省 略） （新 設）</p> <p>2 <u>会員は、引受けを行うに当たっては、当該発行の直前に行われた株券等の募集に係る調達資金の用途状況について、前項に掲げる項目ごとに確認することとし、その用途状況に変更がある場合は、その変更の内容について当該発行者に対し発表資料において公表するよう要請しなければならない。</u></p> <p>3 <u>会員は、株券等の募集を行おうとする発行者の前回の株券等の募集による調達資金について、その資金用途に著しい変更があり、かつ、その変更理由が合理的でないと認められる場合には、新たに行おうとする株券等の募集について、前回は行われた株券等の募集から相当の期間を置くよう、当該発行者に要請しなければならない。</u></p> <p>4 <u>第2項に規定する用途状況に変更がある場合の取扱いについては、細則をもって定める。</u></p>

新	旧
<p>(株主等への剰余金の配当状況の公表) 第 18 条 主幹事会員は、株券等の引受けを行うに当たっては、発行者がその株主、出資者、受益者又は投資主（以下「株主等」という。）への適切な剰余金の配当を行っているかを確認するとともに、当該発行者に対し、株主等への剰余金の配当の状況及び剰余金の配当を決定するに当たっての基本的な考え方等の配当政策又は分配方針を発表資料において公表するよう要請しなければならない。</p> <p>(株価推移等の公表) 第 19 条 主幹事会員は、株券等の引受けを行うに当たっては、発行者に対し、次の各号に掲げる事項について、発表資料において公表するよう要請しなければならない。 1 過去の株価、株価収益率及び株主資本利益率の推移（優先出資証券又は不動産投資信託証券の引受けの場合はこれらに相当するもの）並びに過去に行った株券等の募集の時期及びその内容 2 過去に発行された新株予約権証券、新株予約権付社債券、取得請求権付株券等による 1 株当たり指標の希薄化情報並びに今回の新株予約権証券、新株予約権付社債券、取得請求権付株券等を発行した後の潜在株式の状況 2 前項第 2 号に規定する 1 株当たり指標の希薄化情報及び潜在株式の状況の取扱いについては、細則をもって定める。</p>	<p>(株主等への剰余金の配当状況の公表) 第 6 条 会員は、引受けを行うに当たっては、当該発行者がその株主、出資者、受益者又は投資主（以下「株主等」という。）への適切な剰余金の配当を行っているかを確認するとともに、当該発行者に対し、株主等への剰余金の配当の状況及び剰余金の配当を決定するに当たっての基本的な考え方等の配当政策又は分配方針を発表資料において公表するよう要請しなければならない。</p> <p>(新 設)</p>
<p>(有価証券届出書等への記載の要請) 第 20 条 主幹事会員は、株券等の引受けを行うに当たっては、当該発行者に対し、第 17 条第 1 項及び第 2 項、第 18 条並びに第 19 条に掲げる内容を可能な範囲内において、有価証券届出書（発行登録追補書類を含む。）に記載するよう要請しなければならない。</p> <p>第 4 章 公正な価格決定及び配分</p> <p>(ブックビルディングによる価格の決定) 第 21 条 引受会員は、株券等の引受けを行うに当たり、ブックビルディング（投資者</p>	<p>(有価証券届出書等への記載の要請) 第 7 条 会員は、引受けを行うに当たっては、当該発行者に対し、第 4 条第 6 項、第 5 条第 1 項及び第 6 条に掲げる内容を可能な範囲内において、有価証券届出書（発行登録追補書類を含む。）に記載するよう要請しなければならない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(ブックビルディングによる価格の決定) 第 7 条の 2 会員は、引受けを行うに当たり、ブックビルディング（投資者の需要状</p>

新	旧
<p>の需要状況の調査)により当該募集又は売出しに係る株券等の価格等の条件を決定する場合、当該ブックビルディングにより把握した投資者の需要状況に基づき、<u>払込日</u>までの期間に係る相場の変動リスク等を総合的に勘案して発行者又は<u>売出人</u>と協議するものとする。</p>	<p>況の調査)により当該募集又は売出しに係る株券等の価格等の条件を決定する場合、当該ブックビルディングにより把握した投資者の需要状況に基づき、<u>発行日又は当該売出しに係る株券等の受渡期日</u>までの期間に係る相場の変動リスク等を総合的に勘案して発行者又は<u>当該売出しに係る株券等の所有者</u>と協議するものとする。</p>
<p>2 (現行どおり)</p>	<p>2 (省略)</p>
<p>(オーバーアロットメント)</p>	<p>(オーバーアロットメント)</p>
<p>第 22 条 株券等の募集又は売出しに際して、<u>引受会員</u>が行うオーバーアロットメントの合計数量は、当該募集又は売出しの本邦内における予定数量の15%を限度とする。なお、募集及び売出しを同時に行う場合における当該合計数量は、当該募集及び売出しの本邦内における予定数量の合計の15%を限度とする。</p>	<p>第 7 条の3 募集又は売出しに際して、<u>会員</u>が行うオーバーアロットメント(会員が、当該募集又は売出しに係る株券等について、当該募集又は売出しの予定数量のほかに同一条件で追加的に売出しを行うことをいう。以下同じ。)の合計数量は、当該募集又は売出しの本邦内における予定数量の15%を限度とする。なお、募集及び売出しを同時に行う場合における当該合計数量は、当該募集及び売出しの本邦内における予定数量の合計の15%を限度とする。</p>
<p>2 オーバーアロットメントを行う<u>引受会員</u>が付与を受けるグリーンシューオプションの数量は、<u>当該引受会員</u>が行う予定のオーバーアロットメントの数量と同じとする。ただし、株券等の募集又は売出しの結果、実際に<u>当該引受会員</u>が行うオーバーアロットメントの数量が当初予定していた数量に満たない場合、グリーンシューオプションの数量を減少させることを要しない。この場合、行使できるグリーンシューオプションの数量は<u>実際に当該引受会員</u>が行うオーバーアロットメントの数量を上限とする。</p>	<p>2 オーバーアロットメントを行う<u>会員</u>が付与を受けるグリーンシューオプション(会員が元引受契約の締結に当たり付与を受ける、<u>当該募集又は売出しに係る株券等と同一銘柄の株券等を当該株券等の発行者又は保有者より取得することができる権利</u>をいう。以下同じ。)の数量は、<u>当該会員</u>が行う予定のオーバーアロットメントの数量と同じとする。ただし、募集又は売出しの結果、実際に<u>会員</u>が行うオーバーアロットメントの数量が当初予定していた数量に満たない場合、グリーンシューオプションの数量を減少させることを要しない。この場合、行使できるグリーンシューオプションの数量は<u>実際に会員</u>が行うオーバーアロットメントの数量を上限とする。</p>
<p>3 前項のオーバーアロットメントを行う<u>引受会員</u>が付与を受けるグリーンシューオプションの行使期間及び<u>当該引受会員</u>が行うシンジケートカバー取引の実施期間は、<u>当該株券等の募集又は売出しの申込期間の終了する日の翌日から最長30日間</u>とする。</p>	<p>3 前項のオーバーアロットメントを行う<u>会員</u>が付与を受けるグリーンシューオプションの行使期間及び<u>当該会員</u>が行うシンジケートカバー取引(<u>オーバーアロットメントを行った会員が、当該募集又は売出しの申込期間が終了した後に、当該オーバーアロットメントにより生じたショートポジションの数量を減少させるために</u>行</p>

新	旧
<p>4 新規公開に際して行う株券等の募集又は売出しにおいては、当該新規公開の日の前日まではグリーンシューオプションの行使及びシンジケートカバー取引を行うことができない。</p> <p>(円滑な消化の促進) 第 23 条 引受会員は、引受けを行うに当たっては、市場の実勢、投資需要の動向等を十分に勘案し、必要に応じ、引受団又は販売団を随時編成する等円滑な消化に努めなければならない。</p> <p>(配分の公平化) 第 24 条 引受会員が株券等の引受けを行う場合又は協会員が株券等の募集若しくは売出しの取扱いを行う場合、当該協会員は個人投資家等への広く公平な消化を促進し、公正を旨とした配分を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 引受会員は、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は優先出資証券の募集又は売出しの引受けを行うに当たっては、次の各号に掲げる場合を除き、発行者が指定する販売先への売付け(いわゆる親引け。販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。以下次項において同じ。)を行ってはならない。なお、発行者が指定する販売先への売付けを行う場合は、当該売付けの対象者、当該対象者への売付けが次の各号のいずれかに該当する理由及び当該対象者に対する売付け数量その他細則で定める事項を発行者が発表資料で公表しなければならない。</p> <p>1 連結関係又は持分法適用関係にある支配株主がその関係を維持するために必要な場合(優先出資証券の引受けを行うに当たっては、これに相当する場合)</p>	<p>う当該会員の計算による当該募集又は売出対象有価証券の買付けをいう。以下同じ。)の実施期間は、当該募集又は売出しの申込期間の終了する日の翌日から最長30日間とする。</p> <p>4 証券取引所への上場(国内の他の証券取引所に既に上場されている銘柄の上場を除く。以下この項並びに第14条第1号及び第2号において「新規公開」という。)に際して行う募集又は売出しにおいては、当該新規公開の日の前日まではグリーンシューオプションの行使及びシンジケートカバー取引を行うことができない。</p> <p>(円滑な消化の促進) 第 8 条 会員は、引受けを行うに当たっては、市場の実勢、投資需要の動向等を十分に勘案し、必要に応じ、引受団又は販売団を随時編成する等円滑な消化に努めなければならない。</p> <p>(配分の公平化) 第 9 条 会員が引受けを行う場合又は協会員が募集若しくは売出しの取扱いを行う場合、当該協会員は個人投資家等への広く公平な消化を促進し、公正を旨とした配分を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 会員は、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は優先出資証券の募集又は売出しの引受けを行うに当たっては、次の各号に掲げる場合を除き、発行者が指定する販売先への売付け(いわゆる親引け。販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。以下次項において同じ。)を行ってはならない。なお、発行者が指定する販売先への売付けを行う場合は、当該売付けの対象者、当該対象者への売付けが次の各号のいずれかに該当する理由及び当該対象者に対する売付け数量その他細則で定める事項を発行者が発表資料で公表しなければならない。</p> <p>1 連結関係又は持分法適用関係にある支配株主がその持株比率を維持するために必要な場合(優先出資証券の引受けを行うに当たっては、これに相当する場合)</p>

新	旧
<p>2 <u>企業グループ全体での持株比率を維持するために必要な場合(当該企業グループの具体的な範囲及び持株比率並びに企業グループ各社間における出資、人事、資金、技術、取引等の関係を発行者が発表資料で公表した場合に限る。)(優先出資証券の引受けを行うに当たっては、これに相当する場合)</u></p> <p>3 <u>業務提携の関係にある株主がその持株比率を維持するため又は当該関係を形成しようとする者が一定の株式を保有するために必要な場合(当該業務提携及びそのために株式を保有しなければならない旨が契約書等(締結することが確実となっているものを含む)により確認できる場合に限る。)(優先出資証券の引受けを行うに当たっては、これに相当する場合)</u></p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>5 <u>発行者(連結子会社又は持分法適用会社を含む。)の取締役(委員会設置会社の場合には執行役を含み、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し法律上又は契約上影響力を及ぼし得る権限又は責任を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)(会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)(監査役又は従業員若しくはその予定者に報酬、給与又は賞与として新株予約権を配分する場合(新株予約権の譲渡価額に相当する金額を予め又は同時に支給したうえで新株予約権を譲渡するとき及び新株予約権の譲渡による払込金が信託口座等に預託され新株予約権の行使が行えない場合には当該払込みに金利を付して返済することが契約等で保証されているとき等を含む。))</u></p> <p>4 <u>引受会員は、不動産投資信託証券の募集又は売出しの引受けを行うに当たっては、次の各号に掲げる者に対して割り当てる場合(その事実を発表資料で公表した場合に限る。)を除き、発行者が指定する販売先への売付けを行ってはならない。</u></p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 前号に掲げる者の株主(次号に掲げる</p>	<p>合)</p> <p>(新 設)</p> <p>2 業務提携の関係にある株主がその持株比率を維持するために必要な場合(当該業務提携及びそのために持株比率を維持しなければならない旨が契約書等(締結することが確実となっているものを含む)により確認できる場合に限る。)(優先出資証券の引受けを行うに当たっては、これに相当する場合)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 発行者(連結子会社又は持分法適用会社を含む。)の取締役(相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し法律上又は契約上影響力を及ぼし得る権限又は責任を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)(会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)(監査役又は従業員若しくはその予定者に報酬、給与又は賞与として新株予約権を配分する場合(新株予約権の譲渡価額に相当する金額を予め又は同時に支給したうえで新株予約権を譲渡するとき及び新株予約権の譲渡による払込金が信託口座等に預託され新株予約権の行使が行えない場合には当該払込みに金利を付して返済することが契約等で保証されているとき等を含む。))</p> <p>4 会員は、不動産投資信託証券の募集又は売出しの引受けを行うに当たっては、次の各号に掲げる者に対して割り当てる場合(その事実を発表資料で公表した場合に限る。)を除き、発行者が指定する販売先への売付けを行ってはならない。</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 前号に掲げる者の株主</p>

新	旧
<p>者を除く。)</p> <p>3 <u>第1号に掲げる者の親会社等(一の会社の親会社及び一の会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。)</u>及び当該親会社等の親会社等</p> <p>4 当該不動産投資信託証券に係る委託者指図型投資信託の投資信託財産(投資信託法第14条第1項に規定するものをいう。)又は投資法人の資産として不動産等を当該委託者指図型投資信託又は当該投資法人に対して譲渡した者又は譲渡することに合意している者</p> <p>5 <u>前号に掲げる者が「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第7項に規定する特別目的会社(当該特別目的会社に出資している特別目的会社を含む。)</u>である場合には、それに出資している者</p> <p>6 <u>第4号に掲げる者が「資産の流動化に関する法律」第2条第13項に規定する特定目的信託である場合には、その受益証券の権利者</u></p> <p>5 第1項から第4項までの規定の取扱いについては、細則をもって定める。</p> <p>(引受けを伴わない行為が並行する場合の取扱い)</p> <p>第25条 <u>引受会員が引受けを行う株券等の募集又は売出しと並行して、会員による引受けを伴わずに当該株券等と同一の銘柄の株券等(以下この条において「当該同一の銘柄の株券等」という。)</u>の募集、<u>私募、売出し又は売出しに該当しない自己株式の処分が行われる場合(グリーンシュエーションに係るものであるときを除く。)</u>当該引受会員は当該株券等の発行者に対し、<u>当該同一の銘柄の株券等の割当先を前条第3項各号又は第4項各号の範囲に限定するよう要請しなければならない。</u></p> <p>2 前項の場合、<u>第9条から第14条まで、第16条及び第17条から第20条までの規定には、会員による引受けを伴わない当該同一の銘柄の株券等の募集、私募及び自己株式の処分に係るものを含むものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 雑 則</p>	<p>(新 設)</p> <p>3 当該不動産投資信託証券に係る委託者指図型投資信託の投資信託財産(投資信託法第14条第1項に規定するものをいう。)又は投資法人の資産として<u>不動産関連資産</u>を当該委託者指図型投資信託又は当該投資法人に対して譲渡した者又は譲渡することに合意している者</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>5 第1項から第3項までの規定の取扱いについては、細則をもって定める。</p> <p>(引受けを伴わない行為が並行する場合の取扱い)</p> <p>第9条の2 <u>会員が引受けを行う株券等の募集又は売出しと並行して、発行会社が会員による引受けを伴わずに株券等の募集、私募又は売出し(発行会社以外の者によるものを含む。)</u>を行う場合(グリーンシュエーションに係るものであるときを除く。)<u>引受けを行おうとする会員は発行会社に対し、割当先を前条第3項各号又は第4項各号の範囲に限定するよう要請しなければならない。</u></p> <p>2 前項の場合、<u>第3条から第7条の規定には、会員による引受けを伴わない株券等の募集、私募、売出し(発行会社によるものに限る。)</u>に係るものを含むものとする。</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p>(引受けの報告等) 第 26 条 引受会員は、株券等の引受けの状況について、細則で定めるところにより本協会に報告しなければならない。 2 前項の報告は、引受会員が2社以上あるときは、代表する1社(以下「代表証券会社」という。)がこれを行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(この規則によらない引受け) 第 27 条 引受会員は、当該引受けについてやむを得ない特別の事由が存在し、この規則の定めによることが困難であると認める場合においてこれを行おうとするときには、あらかじめ本協会に対し書面によりその旨を届出、協議を行うとともに、投資者に十分説明するものとする。</p> <p>(海外発行についての準用) 第 28 条 (現行どおり) 2 会員は、前項の場合において、当該会員の海外関連会社(会員(外国証券会社である会員を除く。))にあつては、証券会社の自己資本規制に関する内閣府令(以下「自己資本府令」という。)第1条第2項に定める関係会社である外国法人をいい、外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する内閣府令第38条において準用する自己資本府令第1条第2項に定める関係会社である外国法人をいう。)による引受けを斡旋する場合には、当該関連会社に対し、この規則の趣旨に基づく適切な審査が行われるよう要請を行うか、又は必要に応じて当該会員が代行して適切な審査を行うものとする。 3 第1項の場合における第20条の規定の取扱いについては、細則をもって定める。</p>	<p>(引受けの報告等) 第 10 条 会員は、引受けの状況について、細則で定めるところにより本協会に報告しなければならない。 2 前項の報告は、引受けを行おうとする会員が2社以上あるときは、代表する1社(以下「代表証券会社」という。)がこれを行うことができる。</p> <p>(引受審査に関する基準) 第 11 条 会員は、本規則に定めるところにより、引受業務の適正化を図るため、第3条第1項各号に掲げる項目の審査、確認の手続き並びに株券等の募集及び売出しの引受審査に関する基準等を社内規則として定めなければならない。</p> <p>(この規則によらない引受け) 第 12 条 会員は、当該引受けについてやむを得ない特別の事由が存在し、この規則の定めによることが困難であると認める場合においてこれを行おうとするときには、あらかじめ本協会に対し書面によりその旨を届出、協議を行うとともに、投資者に十分説明するものとする。</p> <p>(海外発行についての準用) 第 13 条 (省 略) (新 設)</p> <p>2 前項の規定に基づき第7条を準用する場合の取扱いについては、細則をもって定める。</p>

新	旧
<p>(この規則の一部の適用除外)</p> <p>第 29 条 次に掲げる株券等の募集及び売出しについては、それぞれに掲げる規定を適用しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新規公開に際して行う株券の募集 第17条第1項第2号、同条第3項及び第4項、第19条、第21条並びに第24条第3項第5号 2 新規公開に際して行う優先出資証券又は不動産投資信託証券の募集 第17条第1項第2号、同条第3項及び第4項、第19条並びに第21条 3 「店頭有価証券に関する規則」(公正慣習規則第1号)第2条第4号に規定する店頭取扱有価証券の発行者が行う株券等の募集 第17条第3項から第5項まで、第18条、第19条、第21条並びに第24条第3項及び第4項 4 株主割当増資における失権株にかかる株券の募集 第17条、第19条及び第21条 5 第1号及び第3号に規定する株券等の募集以外で払込金額の総額が1億円に満たない株券等の募集 第13条から第19条まで 6 第2号に規定する優先出資証券及び不動産投資信託証券の募集並びに第3号及び第5号に規定する株券等の募集以外の優先出資証券又は不動産投資信託証券の募集 第19条第1項第2号及び第2項 7 売 出 し 第17条から第20条まで <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成19年7月1日から施行し、第2章第2節から第4節までの規定は、同日以後に開始する引受審査から適用する。</p>	<p>(この規則の一部の適用除外)</p> <p>第 14 条 次に掲げる株券等の募集及び売出しについては、それぞれに掲げる規定を適用しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新規公開に際して行う株券の募集 第4条、第5条第1項第2号、同条第2項及び第3項、第7条の2並びに第9条第3項第4号 2 新規公開に際して行う優先出資証券又は不動産投資信託証券の募集 第4条、第5条第1項第2号、同条第2項及び第3項並びに第7条の2 3 「店頭有価証券に関する規則」(公正慣習規則第1号)第2条第4号に規定する店頭取扱有価証券の発行者が行う株券等の募集 第4条、第5条第2項から第4項、第6条、第7条の2並びに第9条第3項及び第4項 4 株主割当増資における失権株にかかる株券の募集 第4条、第5条及び第7条の2 5 第1号及び第3号に規定する株券等の募集以外で払込金額の総額が1億円に満たない株券等の募集 第4条から第6条 6 第1号に規定する優先出資証券の募集及び第2号に規定する不動産投資信託証券の募集並びに第3号及び第5号に規定する株券等の募集以外の優先出資証券又は不動産投資信託証券の募集 第4条第6項第2号及び第3号 7 売 出 し 第4条から第7条及び第13条第2項

「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則の一部改正について

平成 19 年 5 月 29 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(目 的)</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(引受審査資料の受領の取扱い)</p> <p>第 2 条 <u>規則第 9 条第 2 項柱書に規定する主幹事会員の引受審査資料の受領の取扱いは、次に掲げるところにより行うものとする。</u></p> <p>1 <u>新規公開において行う募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、引受審査を行うために十分な期間前までに受領すること。</u></p> <p>2 <u>上場発行者が発行する有価証券の募集若しくは売出し又は上場発行者以外の者が発行する社債券の募集若しくは売出しに際して引受けを行う場合には、原則として、発行決議日の17営業日前(上場発行者の社債券の発行登録を行う場合には発行登録効力発生予定日の14営業日前)までに受領すること。</u></p> <p>(引受審査に係る個別資料)</p> <p>第 3 条 <u>規則第 9 条第 2 項第 5 号に規定する細則で定める資料は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>1 <u>調達資金用途</u></p> <p>2 <u>予想貸借対照表及び予想キャッシュフロー表</u></p> <p>3 <u>会社の概要(業界に占める地位及びシェア、業界の動向、事業の概況、事業内容の変更等をいう。)</u></p> <p>4 <u>営業の状況と利益計画</u></p> <p>5 <u>経理の状況(販売先一覧表、仕入先一覧表、月次受注高及び売上高表並びに係会社一覧表等をいう。)</u></p> <p>6 <u>最近の財政状態及び経営成績(最近の財政状態、偶発債務一覧表、最近の経営成績、重要な後発事象、最近の受注高並びに受注残高及び売上高等をいう。)</u></p> <p>7 <u>事業等のリスクに関する検討事項</u></p> <p>8 <u>その他会員が必要と認める資料</u></p>	<p>(目 的)</p> <p>第 1 条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>(主幹事会員の他の引受会員への協力の取扱い)</u></p> <p><u>第 4 条</u> 規則第10条第 1 項に規定する主幹事会員の他の引受会員への協力の取扱いは、原則として、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>1 <u>新規公開において行う募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、第 3 条に掲げる資料を、発行決議日の15営業日前までに他の引受会員に対して送付すること。</u></p> <p>2 <u>上場発行者が発行する有価証券の募集若しくは売出し又は上場発行者以外の者が発行する社債券の募集若しくは売出しに際して引受けを行う場合には、第 3 条に掲げる資料を、遅くとも発行決議日まで他の引受会員に対して送付すること。</u></p> <p>3 <u>前各号の場合において、規則第 9 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに規定する資料に関して他の引受会員が行う引受審査に必要不可欠であると認められる情報があるときは、当該情報を、適切な時期に当該他の引受会員に対して提供すること。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(新規公開における引受審査項目の細目)</u></p> <p><u>第 5 条</u> 規則第13条第 2 項に規定する株券及び優先出資証券の新規公開において行う募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。</p> <p>1 <u>公開適格性</u></p> <p>イ <u>事業の適法性及び社会性</u></p> <p>ロ <u>会社の経営理念及び経営者の法令遵守やリスク管理等に対する意識</u></p> <p>ハ <u>反社会的勢力との関係の有無及び排除への仕組み</u></p> <p>ニ <u>上場するに当たっての市場の利用目的の健全性</u></p> <p>2 <u>企業経営の健全性及び独立性</u></p> <p>イ <u>関連当事者（証券取引所が定める上場前の公募又は売出し等に関する規則にて規定する人的関係会社を含む。）との取引の必要性、取引条件の妥当性</u></p> <p>ロ <u>親会社等（法人の親会社及び法人が</u></p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>他の法人の関連会社である場合における当該他の法人をいう。以下同じ。）からの独立性</u></p> <p><u>八 関係会社への出資構成及び当該出資先の管理状況</u></p> <p><u>3 事業継続体制</u></p> <p><u>イ 企業活動における法令遵守の状況及びコンプライアンス体制の整備状況</u></p> <p><u>ロ 事業推進に必要な知的財産権の保護の状況、他社の権利侵害の状況</u></p> <p><u>八 事業継続に当たって重要な契約の締結状況、権利の確保の状況</u></p> <p><u>4 コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況</u></p> <p><u>イ 会社の機関設計の妥当性(会社規模、事業リスク等に照らした機関設計の妥当性をいう。)</u></p> <p><u>ロ 代表取締役、取締役及び取締役会の責任遂行(委員会設置会社の場合には、代表執行役及び執行役等の責任遂行をいう。)の状況</u></p> <p><u>八 監査役及び監査役会の責任遂行並びに内部監査機能(委員会設置会社の場合には、取締役会、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の責任遂行並びに内部監査機能をいう。)の状況</u></p> <p><u>二 内部管理体制(売上債権管理、予算管理、労務管理及びシステム管理等についての組織及び社内規則の体制をいう。)の運用状況及び牽制機能</u></p> <p><u>5 財政状態及び経営成績</u></p> <p><u>イ 財政状態の健全性及び資金繰り状況</u></p> <p><u>ロ 財政状態及び経営成績の変動理由分析</u></p> <p><u>6 業績の見通し</u></p> <p><u>イ 利益計画の策定根拠の妥当性</u></p> <p><u>ロ 利益計画の進捗状況</u></p> <p><u>八 企業の成長性及び安定性</u></p> <p><u>二 剰余金の配当に関する考え方</u></p> <p><u>7 調達する資金の使途(売出しの場合は当該売出しの目的をいう。以下この号において同じ。)</u></p> <p><u>イ 調達する資金の使途の妥当性(事業計画との整合等を踏まえた妥当性をいう。)</u></p> <p><u>ロ 調達する資金の使途の適切な開示</u></p> <p><u>8 企業内容等の適正な開示</u></p>	

新	旧
<p><u>イ 法定開示制度及び適時開示制度への適応力</u></p> <p><u>ロ 事業等のリスク等、企業情報等の開示内容の適正性、開示範囲の十分性及び開示表現の妥当性</u></p> <p>2 規則第13条第2項に規定する不動産投資信託証券（投資法人が発行するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の新規公開に際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。</p> <p>1 公開適格性</p> <p><u>イ 投資法人、投資信託委託業者及びその親会社等の事業の適法性及び社会性</u></p> <p><u>ロ 投資法人の執行役員、投資信託委託業者の経営者及びその親会社等の経営者における法令遵守やリスク管理等に対する意識</u></p> <p><u>ハ 反社会的勢力との関係の有無及び排除への仕組み</u></p> <p><u>ニ 上場するに当たっての市場の利用目的の健全性</u></p> <p>2 資産運用の健全性</p> <p><u>イ 投資信託委託業者及びその親会社等との関係</u></p> <p><u>ロ 投資信託委託業者、その親会社等及びその他利害関係人との利益相反取引に対する牽制のための体制</u></p> <p><u>ハ 「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第1号に規定する特定資産の売買等に関する手続き</u></p> <p><u>ニ 利害関係人との取引の必要性及び取引条件の妥当性</u></p> <p>3 コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況</p> <p><u>イ 投資法人の執行役員及び投資信託委託業者の代表取締役、取締役及び取締役会の責任遂行（委員会設置会社の場合には、代表執行役及び執行役等の責任遂行をいう。）の状況</u></p> <p><u>ロ 投資法人の監督役員及び投資信託委託業者の監査役及び監査役会の責任遂行並びに内部監査機能（委員会設置会社の場合には、取締役会、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の責任遂行並びに内部監査機能をいう。）の状況</u></p> <p><u>ハ 投資信託委託業者の内部管理体制</u></p>	

新	旧
<p>(運用方針、運用体制、利益相反への対策についての組織及び社内規則の体制をいう。)の運用状況</p> <p>4 組入予定物件の投資方針との適合状況</p> <p>イ 投資方針</p> <p>ロ 組入物件の内容(関係法令への適応、物件に係る契約及びエンジニアリングレポート(建物の状況、リスク等の調査に関する報告書をいう。以下同じ。)の内容等をいう。)</p> <p>ハ 取得価格及び取得の経緯</p> <p>5 投資法人及び物件の収益見通し</p> <p>イ 財政状態及び経営成績</p> <p>ロ 利益計画の策定根拠の妥当性</p> <p>ハ 成長性及び安定性</p> <p>6 適正な開示</p> <p>イ 投資法人及び投資信託委託業者の法定開示制度及び適時開示制度への適応力</p> <p>ロ ファンドの状況、物件情報、投資リスク等、開示内容の適正性、開示範囲の充分性及び開示表現の妥当性</p> <p>ハ 調達する資金の用途の適切な開示</p> <p>(上場発行者による公募増資等における引受審査項目の細目)</p> <p>第 6 条 規則第14条第 2 項に規定する上場発行者が発行する株券、新株予約権証券及び優先出資証券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。</p> <p>1 適格性 反社会的勢力との関係の有無</p> <p>2 財政状態及び経営成績</p> <p>イ 財政状態の健全性及び資金繰り状況</p> <p>ロ 財政状態及び経営成績の変動理由分析</p> <p>ハ 公表された利益計画の達成状況</p> <p>3 業績の見通し</p> <p>イ 利益計画の策定根拠の妥当性</p> <p>ロ 利益計画の進捗状況</p> <p>ハ 剰余金の配当の状況及び剰余金の配当に関する考え方</p> <p>4 調達する資金の用途(売出しの場合は当該売出しの目的をいう。以下この号に</p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p>おいて同じ。)</p> <p><u>イ 調達する資金の用途の妥当性（事業計画との整合等を踏まえた妥当性をいう。）</u></p> <p><u>ロ 調達する資金の用途の適切な開示</u></p> <p><u>ハ 過去に調達した資金の充当状況</u></p> <p><u>5 株価等の動向</u></p> <p><u>イ 株価の推移</u></p> <p><u>ロ 売買高の推移</u></p> <p><u>ハ 株券等の流動性を踏まえた発行数量（売出しの場合は売出数量）の妥当性</u></p> <p><u>6 企業内容等の適切な開示</u></p> <p><u>イ 事業等のリスク等、企業情報等の開示内容の適正性、開示範囲の十分性及び開示表現の妥当性</u></p> <p><u>ロ 直近事業年度末以降の状況の適切な開示</u></p> <p><u>2 規則第14条第2項に規定する上場発行者が発行する不動産投資信託証券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>1 適格性</u></p> <p><u>反社会的勢力との関係の有無</u></p> <p><u>2 組入予定物件の投資方針との適合状況</u></p> <p><u>イ 投資方針</u></p> <p><u>ロ 組入物件の内容(関係法令への適応、物件に係る契約及びエンジニアリングレポートの内容等)</u></p> <p><u>ハ 取得価格及び取得の経緯</u></p> <p><u>3 投資法人及び物件の収益見通し</u></p> <p><u>イ 財政状態及び経営成績</u></p> <p><u>ロ 利益計画の策定根拠の妥当性</u></p> <p><u>ハ 成長性及び安定性</u></p> <p><u>ニ 公表された利益計画の達成状況</u></p> <p><u>4 適正な開示及び調達する資金の用途</u></p> <p><u>イ ファンドの状況、物件情報、投資リスク等、開示内容の適正性、開示範囲の十分性及び開示表現の妥当性</u></p> <p><u>ロ 調達する資金の用途の適切な開示</u></p> <p><u>ハ 過去に調達した資金の充当状況</u></p> <p><u>ニ 直近事業年度末以降の状況の適切な開示</u></p> <p><u>5 価格等の動向</u></p> <p><u>イ 投資証券の価格の推移</u></p> <p><u>ロ 投資証券の売買高の推移</u></p>	

新	旧
<p>八 <u>投資証券の流動性を踏まえた発行数量（売出しの場合は売出数量）の妥当性</u></p> <p>（社債券の引受審査項目の細目）</p> <p>第 7 条 <u>規則第15条第 3 項に規定する社債券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>1 <u>財政状態及びキャッシュフロー</u></p> <p>イ <u>財政状態の健全性及びキャッシュフローの見通し</u></p> <p>ロ <u>財政状態及び経営成績並びにキャッシュフローの変動理由分析</u></p> <p>2 <u>調達する資金の用途</u></p> <p>イ <u>調達する資金の用途の妥当性</u></p> <p>ロ <u>調達する資金の用途の適切な開示</u></p> <p>ハ <u>過去に調達した資金の充当状況</u></p> <p>3 <u>企業内容等の適切な開示</u></p> <p>イ <u>事業等のリスク等、企業情報等の開示内容の適正性、開示範囲の十分性及び開示表現の妥当性</u></p> <p>ロ <u>直近事業年度末以降の状況の適切な開示</u></p> <p style="text-align: center;">（削 る）</p>	<p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>（過去に発行された株券等の状況）</p> <p>第 2 条 <u>規則第 4 条第 2 項に規定する一定期間の株価は、当該株券の募集に係る発行決議日の 2 週間前の日を基準とした一定の期間の株価（原則として、当該 2 週間前の日の 2 か月前の日から始まる 1 か月間の終値の平均値段）をいうものとする。</u></p> <p>2 <u>規則第 4 条第 3 項の規定により新株予約権証券について同条第 1 項を準用する場合の同条第 2 項に規定する一定期間の株価は、当該新株予約権証券の募集に係る発行決議日の 2 週間前の日を基準とした一定の期間の株価（原則として、当該 2 週間前の日の 2 か月前の日から始まる 1 か月間の終値の平均値段）をいうものとする。</u></p> <p>3 <u>規則第 4 条第 4 項の規定により優先出資証券について同条第 1 項を準用する場合の同条第 2 項に規定する一定期間の優先出資価格は、当該優先出資証券の募集に係る発行決議日の 2 週間前の日を基準とした一定の期間の優先出資価格（原則とし</u></p>

新	旧
	<p>て、当該2週間前の日の2か月前の日から始まる1か月間の終値の平均値段)をいうものとする。</p> <p><u>4 規則第4条第5項の規定により不動産投資信託証券について同条第1項を準用する場合の同条第2項に規定する一定期間の不動産投資信託証券の価格は、当該不動産投資信託証券の募集に係る発行決議日の2週間前の日を基準とした一定の期間の不動産投資信託証券の価格(原則として、当該2週間前の日の2か月前の日から始まる1か月間の終値の平均値段)をいうものとする。</u></p> <p><u>5 規則第4条第2項に規定する前回の株券の募集は、株主割当増資における失権株公募、払込金額の総額が1億円に満たない株券の募集及び株券の新規公開に係るブックビルディング又は入札により公募価格が決定された株券の募集を含まないものとする。</u></p> <p><u>6 規則第4条第3項の規定により新株予約権証券について同条第1項を準用する場合の同条第2項に規定する前回の新株予約権証券の募集は、行使により発行される株券の払込金額の総額が1億円に満たない新株予約権証券の募集を含まないものとする。</u></p> <p><u>7 規則第4条第4項の規定により優先出資証券について同条第1項を準用する場合の同条第2項に規定する前回の優先出資証券の募集は、払込金額の総額が1億円に満たない優先出資証券の募集及び優先出資証券の新規公開に係るブックビルディング又は入札により公募価格が決定された優先出資証券の募集を含まないものとする。</u></p> <p><u>8 規則第4条第5項の規定により不動産投資信託証券について同条第1項を準用する場合の同条第2項に規定する前回の不動産投資信託証券の募集は、払込金額の総額が1億円に満たない不動産投資信託証券の募集及び不動産投資信託証券の新規公開に係るブックビルディング又は入札により公募価格が決定された不動産投資信託証券の募集を含まないものとする。</u></p> <p><u>9 規則第4条第6項に規定する発表資料は、株券等の募集に係る発行決議時の記者</u></p>

新	旧
<p>(資金使途の内容の公表)</p> <p>第 8 条 <u>規則第17条第 1 項に規定する発表資料は、株券等の募集に係る発行決議時の記者発表資料とする。ただし、「店頭有価証券に関する規則」(公正慣習規則第 1 号)第 2 条第 4 号に規定する店頭取扱有価証券の発行者が行う株券等の募集にあつては、同条第 3 号に規定する会社内容説明書(有価証券届出書の提出を要する場合にあつては目論見書)をもって当該発表資料とする。</u></p> <p>2 <u>規則第17条第 5 項に規定する調達資金の使途の変更又は調達資金の充当がある場合において、調達資金の使途の変更及び同条第 2 項に定める場合に該当する調達資金の充当があつたときにはその都度公表を行うよう要請するものとし、併せて、調達資金の充当状況については決算短信に記載することにより公表を行うよう要請するものとする。ただし、当該調達資金に係る株券等の募集の払込日から 5 年を経過した後はこの限りでない。</u></p>	<p>発表資料とする。ただし、「店頭有価証券に関する規則」(公正慣習規則第 1 号)第 2 条第 4 号に規定する店頭取扱有価証券の発行者が行う株券等の募集にあつては、本協会が別に定める会社内容説明書(有価証券届出書の提出を要する場合にあつては目論見書)をもって当該発表資料とする。</p> <p>10 <u>規則第 4 条第 6 項第 3 号に規定する「1 株当たり指標の希薄化情報」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第95条の 5 の 2 第 2 項に規定される潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益額をいうものとし、「潜在株式の状況」は、株券等(優先出資証券及び不動産投資信託証券を除く。)の募集の実施後、既に発行された新株予約権及び新株予約権付社債並びに新たに発行される新株予約権及び新株予約権付社債が全額行使された場合に発行されることとなる株式数(以下第 4 条第 3 号において「潜在株式数」という。)を当該新株予約権及び新株予約権付社債発行直前の発行済株式数で除して得た比率とする。</u></p> <p>(資金使途の内容の公表)</p> <p>第 3 条 (新 設)</p> <p>1 <u>規則第 5 条第 4 項に規定する調達資金の使途状況に変更が認められた場合は、その都度公表を行うよう要請するとともに、調達資金の充当状況について、決算短信に記載することにより公表を行うよう要請するものとする。ただし、前回の株券等の募集の払込日から 5 年を経過した後はこの限りでない。</u></p>

新	旧
<p>3 前項に規定する要請は、当該募集の際に行うとともに、当該募集の払込日以降に調達資金の用途の変更及び規則第17条第2項に定める場合に該当する調達資金の充当が認められた場合には、その都度行うものとする。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>(株価推移等の公表) 第 9 条 規則第19条第1項第2号に規定する「1株当たり指標の希薄化情報」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第95条の5の2第2項に規定される潜在株式調整後1株当たり当期純利益額をいうものとし、「潜在株式の状況」は、株券等（優先出資証券及び不動産投資信託証券を除く。）の募集に係る当該株券等の発行後における同項に規定される潜在株式に係る権利の行使を仮定することにより算出した株式数（以下第11条第3号において「潜在株式数」という。）を当該株券等の発行直前の発行済株式数で除して得た比率とする。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>(ブックビルディングの手続き) 第 10 条 規則第21条第2項に規定するブックビルディングの手続きは、次のとおりとする。 1 仮条件の決定 引受会員は、次に掲げる事項を総合的に勘案して、発行者又は<u>売出人</u>と協議のうち仮条件を決定する。 イ～ハ (現行どおり) 2～3 (現行どおり) 2 (現行どおり)</p>	<p>(ブックビルディングの手続き) 第 3 条の2 規則第7条の2に規定するブックビルディングの手続きは、次のとおりとする。 1 仮条件の決定 会員は、次に掲げる事項を総合的に勘案して、発行者又は<u>売出し</u>に係る株券等の所有者と協議のうち仮条件を決定する。 イ～ハ (省 略) 2～3 (省 略) 2 (省 略)</p>
<p>(配分の公平化) 第 11 条 規則第24条第5項に規定する配分の公平化の取扱いについては、次のとおりとする。 1 協会員は、規則第24条に定めるところによるほか、本協会が別に定めるところに従わなければならない。 2 規則第24条第3項第1号には、連結関係にある発行者が株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は優先出資証券の募集又は売出しを行う場合に、支配</p>	<p>(配分の公平化) 第 4 条 規則第9条第5項に規定する配分の公平化の取扱いについては、次のとおりとする。 1 協会員は、規則第9条に定めるところによるほか、本協会が別に定めるところに従わなければならない。 2 規則第9条第3項第1号には、連結関係にある発行者が株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は優先出資証券の募集又は売出しを行う場合に、支配</p>

新	旧
<p>株主の持株比率又は優先出資者の出資比率を問わず、当該募集及び売出しに係る株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は優先出資証券の15%を限度として当該株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は優先出資証券の取得をする場合を含むものとする。</p> <p>3 規則第24条第3項第1号に規定する持株比率及び前号の比率の算定に当たり分母及び分子に潜在株式数及びグリーンシューオプションの行使により新たに発行される株式数を算入したか否か並びに算入したこれらの株式数を発表資料において公表しなければならない。</p> <p>4 規則第24条第3項第1号及び第5号に規定する「連結」及び「持分法適用」の関係には、本邦以外において実質的に同様の関係にあると認められる場合を含むものとする。</p> <p>5 規則第24条第3項第4号に規定する「従業員持株会」には、株券の募集又は売出しが子会社連動配当株(剰余金の配当が特定の子会社の剰余金の配当に基づき決定される旨が当該上場会社等の定款で定められた株式をいう。以下同じ。)に係るものである場合における当該連結子会社の従業員が組織するもの(当該子会社連動配当株を取得するものに限る。)を含むものとする。</p> <p>6 規則第24条第4項第5号に規定する「特別目的会社」及び同項第6号に規定する「特定目的信託」には、本邦以外においてこれに相当するものを含むものとする。</p>	<p>株主の持株比率又は優先出資者の出資比率を問わず、当該募集及び売出しに係る株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は優先出資証券の15%を限度として当該株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は優先出資証券の取得をする場合を含むものとする。</p> <p>3 規則第9条第3項第1号に規定する持株比率及び前号の比率の算定に当たり分母及び分子に潜在株式数及びグリーンシューオプションの行使により新たに発行される株式数を算入したか否か並びに算入したこれらの株式数を発表資料において公表しなければならない。</p> <p>4 規則第9条第3項第1号及び第4号に規定する「連結関係又は持分法適用関係」には、本邦以外において実質的に同様の関係にあると認められる場合を含むものとする。</p> <p>5 規則第9条第3項第3号に規定する「従業員持株会」には、株券の募集又は売出しが子会社連動配当株(剰余金の配当が特定の子会社の剰余金の配当に基づき決定される旨が当該上場会社等の定款で定められた株式をいう。以下同じ。)に係るものである場合における当該連結子会社の従業員が組織するもの(当該子会社連動配当株を取得するものに限る。)を含むものとする。</p> <p>(新 設)</p>
<p>(引受けの報告) 第12条 規則第26条第1項に規定する報告は、それぞれの株券等の募集の代表証券会社となった会員が、引受けを行う株券等の募集に係る発行者の発行決議日及び条件決議日の翌日(当日が休業日の場合は、翌営業日)までに本協会に当該株券等の募集に関する記者発表資料を提出するとともに、当該引受けを行った月の翌月の10日(当日が休業日の場合は、前営業日)までに、別に定める「増資状況報告書」を本協</p>	<p>(引受けの報告) 第5条 規則第10条第1項に規定する報告は、それぞれの株券等の募集の代表証券会社となった会員が、引受けを行う株券等の募集に係る発行者の発行決議日及び条件決議日の翌日(当日が休業日の場合は、翌営業日)までに本協会に当該株券等の募集に関する記者発表資料を提出するとともに、当該引受けを行った月の翌月の10日(当日が休業日の場合は、前営業日)までに、別に定める「増資状況報告書」を本協</p>

新	旧
<p>会に提出することにより行うものとする。 2 (現行どおり)</p> <p>(海外発行についての準用) 第 13 条 規則第28条第3項の規定に基づき、本邦発行者の本邦以外における株券等の募集へ規則第20条を準用するに当たっては、国内において新株予約権証券の売出しを行う際の有価証券届出書及び株券等の募集が外国において行われる際に提出される臨時報告書への記載をいうものとする。なお、臨時報告書への記載に当たっては、規則第17条第1項及び第2項を対象とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成19年7月1日から施行し、第2条から第7条までの規定は、同日以後に開始する引受審査から適用する。</p>	<p>会に提出することにより行うものとする。 2 (省 略)</p> <p>(海外発行についての準用) 第 6 条 規則第13条第2項の規定に基づき、本邦発行者の本邦以外における株券等の募集へ規則第7条を準用するに当たっては、国内において新株予約権証券の売出しを行う際の有価証券届出書及び株券等の募集が外国において行われる際に提出される臨時報告書への記載をいうものとする。なお、臨時報告書への記載に当たっては、規則第5条第1項のみを対象とする。</p>

**「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」理事会決議
(自主規制会議決議)の一部改正について**

平成 19 年 5 月 29 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>この理事会決議は、協会員による株券等(「<u>有価証券の引受け等に関する規則</u>」(公正慣習規則第 14 号)第 2 条第 1 号に規定する株券等をいう。以下同じ。)の募集若しくは売出しの引受け、募集若しくは売出しの取扱い又は売出し(以下「<u>募集等の引受け等</u>」という。)を行うに当たって、株券等を広い範囲の投資者へ円滑に消化することを図りつつ、顧客への公平な配分を実現することを目的とする。</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p>この理事会決議は、協会員による株券、<u>新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券(証券取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項第 5 号の 2 に掲げる有価証券をいう。)</u>及び<u>不動産投資信託証券(証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号に掲げる投資信託の受益証券又は同項第 7 号の 2 に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として不動産関連資産に対する投資として運用することを目的とするものをいう。)</u>(以下「<u>株券等</u>」という。)の募集若しくは売出しの引受け、募集若しくは売出しの取扱い又は売出し(以下「<u>募集等の引受け等</u>」という。)を行うに当たって、株券等を広い範囲の投資者へ円滑に消化することを図りつつ、顧客への公平な配分を実現することを目的とする。</p>